

保育施設入所についての Q & A

《問い合わせ先》 菊陽町 子育て支援課

TEL 096-232-2202

Q 入所保留になった場合、再度申込みをしなければいけませんか？

A 一度申込みいただくと、その年度(令和9年4月入所分～令和10年3月入所分)に限り毎月入所選考を行いますので、再度申込みいただく必要はありません。ただし、申込年度が変わる際は(令和10年4月入所分以降)、改めて申込みが必要です。

Q 兄弟姉妹が別の施設に入所となることもありますか？

A 入所決定はできる限り御希望に沿って行いますが、保育施設に空きがない場合など、やむを得ず、兄弟姉妹が別々の施設になることがあります。なお、その場合には、事前に別々の施設であっても入所を希望されるかの再確認を致します。年度途中で兄弟姉妹の在園する施設への転園を希望される場合は、当該年度に限り、改めて申込みをしていただく必要はありません。

Q 「菊陽町認可保育施設一覧」に記載されている“認定こども園”“小規模保育所”“事業所内保育所”“家庭的保育室”とはどういうものですか？

A 認定こども園……幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設で、教育・保育を受けることができます。

小規模保育所……0～2歳児の子どもを対象とした、定員19人以下で保育を行う施設です。

事業所内保育所…会社(事業所)の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

家庭的保育室……0～2歳児の子どもを対象とした、定員5人以下のきめ細やかな保育を行う施設です。

Q 利用者負担額(保育料)はどのように決まりますか？

A 4月～8月分の利用者負担額は前年度の市町村民税額、9月～翌年3月分の利用者負担額は現年度の市町村民税額によって決定します。

期間	算定対象
令和9年4月～令和9年8月	令和8年度の市町村民税額
令和9年9月～令和10年3月	令和9年度の市町村民税額

※利用者負担額の切り替えは毎年9月です。

Q 保育の必要量とは何ですか？

A 保育の必要量とは、保護者の就労時間等(勤務時間、休憩時間、往復の通勤時間の合計)や保育が必要な事由により認定する保育が必要な時間のことです。保育標準時間認定と保育短時間認定のいずれかに区分され、それぞれにおいて施設・事業の利用可能な時間が異なります。

保育標準時間認定・・・主にフルタイムの方。

(1日あたりの施設・事業の利用可能時間は最大11時間)

保育短時間認定・・・パートタイムなどの短時間就労の方や育児休業中の方など。

(1日あたりの施設・事業の利用可能時間は最大8時間)

Q 入所申込みの手続きにマイナンバーは必要ですか？

A 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき、手続きの際にマイナンバー(個人番号)の記入が必要です。また、申請時に身元確認・番号確認を行いますので、必ずご自身の身元確認・番号確認書類を持参してください。

●身元確認と番号確認

個人番号を記載した各種申請書を提出する際は、身元確認と番号確認が必要となります。

身元確認(申請書を提出した保護者の確認)	番号確認(申請書に記載の個人番号の確認)
○1点の提示でよいもの ・個人番号カード ・運転免許証 ・写真付き身分証明書(学生証・社員証等)	○以下のいずれか1点を提示 ・個人番号カード ・通知カード ・個人番号記載の住民票の写し
○2点の提示で確認するもの ・身分証明書(顔写真なし) ・公的医療保険の保険証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・その他官公署から発行された住所及び氏名、生年月日が記載された書類	